

資料名:新宿区文化芸術の振興に関する懇談会(第1回)議事 要旨

日時 2008年12月3日(水) 15時00分至17時10分

場所 新宿区役所本庁5階 大会議室

出席者

中山新宿区長

委員:岡田、垣内、高階、小口、樽松、大和、舟橋、沼田、近藤、園江、松本、酒井各委員
事務局等:山田文化観光国際課長、石川文化観光国際係長、石塚文化資源係長、原文化観光国際主査、
北見主任主事、小泉主事、蔵合主事、小川専門部会員

欠席者

委員:小山委員

開会・委嘱

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付・委員の紹介
- 3 区長あいさつ(あいさつ要旨)

めざすまちの姿

- ・新宿区は、平成19年12月、新しい基本構想と総合計画を定めた。
- ・新宿区のめざすまちの姿は、「新宿力で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」である。
- ・めざすまちの姿を実現していくために、まちづくりの基本目標を六つ定めた。

条例制定の目的

- ・まちづくりの基本目標の一つである「文化芸術創造のまち 新宿」を実現していくため。
- ・文化芸術活動の担い手たちが、個性を十分に発揮して、自由に活発な文化芸術活動を展開できるまちを実現するための指針とするため。
- ・新宿のまちの特性を十分に活かして、区の文化芸術振興に関する姿勢を明らかにするため。

条例を制定して

- ・条例の制定をきっかけとして、新宿のまちの多彩な力を「新宿力」として結集し、「文化芸術創造のまち 新宿」の実現につながるようにしていく。
- ・新宿のまちのメッセージ性を明確にして、「よりよく生きる場」にしていく。
- ・皆が元気の出る条例づくりをすることで、皆がその思いを共有でき、最後は共感できるところまでもっていく。
- ・「新宿力」を結集し、さまざまな視点から幅広い議論をお願いしたい。

4 要綱(会則)の確認及び会長の選出

要綱の確認を行い、第5条第2項の規定に基づき、互選により高階委員を会長として選出した。

5 会長あいさつ（あいさつ要旨）

文化芸術とは

- ・文化芸術とは、人々の心を養い、人生における生きる喜びや力、生活への潤いと豊かさを与えてくれるものである。
- ・文化芸術は、異なった歴史文化をもつ人々の理解をつなげるもの。文化の素晴らしさを理解し合うことは、国際理解の重要な点となるものであり、我々の生活においても人と人をつなげるものである。
- ・時代時代の中で、多くの人々が活動してきた新宿には、歴史を背負う新宿の文化があり、未来に向けてつなげていく視点を持つことが大切。
- ・歴史や時間を縦軸とし、空間や地域を横軸として、これらを念頭に置きつつ、文化芸術振興基本法における生活文化も視野に入れながら、新宿に住む人・活動する人の主体的な活動や連携を意識して、「新宿力」のふたを開けていくことが大切だ。

6 副会長、専門部会長の指名

要綱第5条に基づき、会長が垣内委員を副会長に指名した。また、要綱第7条に基づき、会長が垣内委員を専門部会長に指名した。両案件とも委員全員から承認された。

7 会議の進行及び録音について

議事については資料に基づき一括して説明を行い、後半の意見交換で質疑も含めて行うことを確認。また、検討内容の取りまとめ及び保存資料とするために会議の録音を行うことが承認された。

8 議事（要旨）

- (1) 新宿区文化芸術の振興に関する懇談会の検討内容について
資料2により事務局から説明を行った。
 - (2) 新宿区文化芸術の振興に関する懇談会の進め方について
資料3により事務局から説明を行った。
口頭による補足説明については、以下のとおりである。
 - ・区として、平成22年4月には文化芸術基本条例を施行したい。
 - ・平成22年2月・3月の平成22年第1回定例区議会で条例の審議が行われる。
 - ・条例についてはパブリックコメントの手続きが必要である。4月施行の条例については、平成21年11月にはパブリックコメントを行うことが求められるので、10月末の段階では懇談会の報告書が区長に提出されていることが必要である。
 - ・懇談会は月一回の開催をお願いしているところであるが、資料3に記載の10月の第10回については予備と考えている。8月の第9回までに懇談会の考え方を取りまとめていただきたい。・区民の意見・意識も大切なポイントになるため、モニター調査、アンケート調査も実施している。議論の素材として早い段階で提出できるよう、調整中である。
 - (3) 新宿のまちと文化芸術資源について
資料4により、パワーポイントを使用し、事務局から説明を行った。
 - (4) 新宿区の文化芸術施策について
資料5により、パワーポイントを使用し、事務局から説明を行った。
- 【配布資料】資料1：新宿区文化芸術の振興に関する懇談会設置要綱
資料2：懇談会の検討内容について
資料3：懇談会の検討内容と進め方について
資料4：新宿のまちと文化芸術資源
資料5：～文化芸術創造のまち 新宿～ 新宿区の文化芸術施策
資料6：新宿区基本構想・新宿区総合計画（概要版）
資料7：新宿文化絵図
資料8：第2回・第3回の懇談会日程について
- (5) 意見交換（要旨）

- ・新宿の持つまちの記憶を活かしていく。
- ・芸術を身近に体験してもらえるような場所を提供していきたい。
- ・住む人、働く人、遊びに来る人と三層位になっている中で、立体的な条例づくりができれば、よい条例となるのではないか。
- ・厚生年金会館やコマ劇場が閉鎖される状況もある中で今後の新宿の文化の場をどうしていくか。条例の制定をテコとして、あらたな展開が図れる様々な議論がしたい。
- ・人と人との繋がり、フェイストゥフェイスの活動、歴史的に見てもサロンのようなものがあっても、場というものは非常に大切なもの。
- ・日本唯一の国立のオペラハウスがあるのに、区境にあるだけであまり意識してくれていない。まちに来る人やオペラを見に来る人は区境ということは意識していない。
- ・区とか民間ではなく、新宿区民が文化を享受する、皆が心癒される場という視点が欲しい。
- ・文化財は過去から引き継ぎ、保護・保存を行い、次代にまで継承されていくもの。近年は、日本全体の文化財に対する考え方が変わってきて、これまでの文化財の概念からはずれるような、新しいものまで、その対象となりつつある。
- ・この条例が企業の文化芸術活動の根拠となり、また、新宿の歴史とか風土とか特色のある文化活動の発展につながるものであればと考えている。
- ・自立した個人個人が、お互いの価値観に共鳴し合い、認め合う社会になるよう、企業として、何ができるか考えながら実行している。
- ・文化芸術振興には経済力が必要となるが、企業は、景気や業績に左右され、どこまで資源を出せるかという問題がある。また、ステークホルダーが沢山いる。
- ・環境問題やコンプライアンスは、企業の社会的責任ということからすれば、義務的な部分。しかし、文化事業については企業の義務とまでは言えない。
- ・企業の中でも、誠意、志、善意ということを重要だと考えることも進んでいる。メセナアワードなどで認定するなど、企業をおだてることも必要かもしれない。
- ・名誉区民制度の紹介もあったが、企業顕彰のしくみ等もあるといいかもしれない。
- ・区民オペラを主催している。子供連れとか、隣近所の人が夕涼みのついでに来るような感覚で来てもらいたい。区の方のエクスキューズがあればお応えしていきたい。大ホールは自分たちの集客能力では500名くらいあまる。学校関係、身障者・高齢者などを無料で招待すると持ちかけたが、人件費、送迎等のことなどから全部断られた。
- ・新宿区には1800席の大ホールは文化センターしかない。いろんな利用団体があってもいいが、区の手を離れるようなことはしてほしくない。自分たちの財産だと思っている。
- ・区と連携して、区民ボランティアによる対話型鑑賞という美術鑑賞の支援事業を行っている。現在の取組みの継続性についてボランティアから不安の声が出ている。この条例の制定が区の中の温度差を解消し、取組みの継続につながるものとして期待したい。
- ・長期的な文化芸術の振興、一過性のものではなく次世代育成ということが大事。次世代育成のしくみ、実効性と品質、継続性、持続性が重要。条例にそうした内容が盛り込まれることを期待する。
- ・学習指導要領の改訂により美術鑑賞教育が盛り込まれた。学習指導要領は法的拘束力を持っているが、地域においては必ずしも、実行できていないのでは。
- ・まちの魅力はそのまち固有の文化、芸術であって、その魅力が人をひきつける。
- ・新宿のまちが豊かなまちであることを区民はもちろん、区民以外の方々にも文化芸術を通して知ってもらいたい。
- ・担い手が力を発揮できる条例、創造・意欲・発展につながる条例になればと思う。
- ・教育基本法や学習指導要領には、伝統と文化を尊重することの大切さが明記されている。
- ・新宿のまちは、歴史的な町名をはじめとして、そういうものが息づいているまちである。
- ・本物を見ることのすばらしさ、実際の場所に行ってみることは、二次的なものから伝わってくるものとはとても大きな違いがある。しかし、多くの課題を教育現場が抱えている中で、大事にしていけない状況がある。

- ・檜舞台に立つことから子どもたちが学ぶこともある。
- ・立派な施設を使おうと思えば思うほど、長期計画を立てにくく、1年前から予約をしないといけない状況もある。
- ・総合学習として地域文化について学ぶ、自分たちの地域学習を実践してきているが、邦楽をはじめとして、人材活用面においても、人材を探すためのマッチングができればもっとよい。
- ・未来を育て、担う子どもたちのための条例。
- ・行政の政策として落とし込み、継続性・持続性のあるものとしていければと思う。
- ・文化へのニーズ・期待は10年前と比較にならないくらい高まっているが、文化創造の現場はなかなか厳しいところがある。マーケットとうまくつないでいくことを考えていくことが必要である。
- ・新宿の強みはディスプレイ効果。350万人/日という数字は飛騨高山、宮島の年間観光客数に匹敵する。一定のセグメントだけが関心を示したとしても、ものすごいボリュームになる。この人たちを取り込んだ条例になればいいなと思う。
- ・「一方的な鑑賞から参加型のワークショップのしくみづくり」、「地域人材の活用」、「次世代に向けてどう繋げていくか」それぞれ考えていくことが必要。「どうやれば潜在的な新宿力のふたをあけてひろげていけるか」ということもあるかと思う。

9 次回日程について

第2回懇談会は、1月21日(水)14時より、東京おもちゃ美術館で開催する。

10 閉会

会長のあいさつをもって、17時10分閉会した。